

市広聴第 767 号  
平成 27 年 8 月 7 日

横浜環状道路（圏央道）対策連絡協議会（連協）  
会長 比留間 哲生 様

横浜市長 林 文子



貴回答を受領し、再度要請する（要請）について（回答）

さきに要請（平成 27 年 7 月 22 日）のありましたことについて、次のとおりお答えします。

最初の宅地造成等規制法第 2 条第 1 号の文言のご指摘は、再度確認しましたが条文とお引用されたものとなっています。

「第 2 条の宅地と宅地造成の定義が昭和 36 年当時と現在では具体的内容に大きな変化がある」とのご指摘については、時代の状況に応じて法改正が行われていますが、「宅地」及び「宅地造成」の定義の変更はありません。

「宅地を宅地以外の土地にするため…」の記述について、「道路予定地を宅地と見做していることについて私達は違和感を覚えないわけにはいかないのである」とのご指摘については、宅地以外を宅地以外の土地にする場合も、その定義から宅地造成に該当しないものとなっています。

「宅造法を宅地造成だけを対象とした法律であるという誤った解釈」とのご指摘については、宅地造成等規制法第 1 条に「この法律は、宅地造成に伴う崖崩れ又は土砂の流出による災害の防止のための必要な規制を行うことにより」となっており、宅地造成を対象としています。

また、以下は、前回の回答の繰り返しになりますが、「今回の事業について法第 16 条の義務と規制が課されるのは当然」とのご指摘については、都市計画法による道路を築造するための工事は、宅地造成に該当せず宅地造成等規制法の対象となりません。

横浜環状南線（以下「南線」といいます。）は、本市道路網の骨格を形成する横浜環状道路の南側区間として、また、首都圏三環状道路の一番外側に位置する首都圏中央連絡自動車道の一部として、国土交通省及び東日本高速道路株式会社が事業を進めている重要な道路です。

いただきましたシミュレーションのご要請は、南線に係る要請でありますので、要請があった旨を事業者に伝えます。工事に伴う安全性の懸念については、今後開催する工事説明会の中で、できるだけご理解いただけるよう事業者と調整していきます。

この旨ご了承いただき、貴会の皆様によりしくお伝えください。

(担当)

建築局 宅地審査課 電話:045-671-2946 FAX:045-681-2435  
道路局 事業調整課 電話:045-671-2759 FAX:045-651-2325



（ここに印字された内容が記載されています）

（ここに印字された内容が記載されています）

（ここに印字された内容が記載されています）

（ここに印字された内容が記載されています）